

日本化薬グループ
サステナブル調達ガイドライン
Ver.4.2

2015 年 4 月 制定

2026 年 5 月 改訂

日本化薬株式会社

日本化薬グループは、持続可能な社会の実現に向け、責任ある調達活動に取り組んでいます。サプライヤーの皆様は、価値創造をともに担う重要なパートナーです。本ガイドラインは、当社グループの「[行動憲章・行動基準](#)」「[人権方針](#)」「[購買基本方針](#)」などに基づき、サプライヤーの皆様とともに取り組むべき事項を定めたものです。貴社のみならずサプライチェーン全体での展開・遵守を通じ、サステナビリティ推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

サステナブル調達ガイドライン

第1部 行動規範

1. コンプライアンス

1.1 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。

1.2 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない。

1.3 腐敗防止

あらゆる種類の腐敗行為（汚職、贈収賄、恐喝、および横領など）を行わない。

1.4 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。

1.5 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない。

1.6 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える。

1.7 個人情報情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守し適切に管理・保護する。

1.8 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。

1.9 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

1.10 責任ある鉱物調達

製造している製品に、人権や環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる鉱物を使用しない。

1.11 動物福祉

動物福祉を考慮し、実験動物を適切に取り扱い、苦痛やストレスを最小限に抑える。また、3R（Replacement（代替）, Reduction（削減）, Refinement（苦痛軽減））を尊重し、動物愛護に配慮した適正な動物実験の実施に取り組む。

2. 人権と労働

2.1 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。また、労働に従事するうえで必要な、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する。

2.2 差別の禁止

差別およびハラスメントをなくし、従業員からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する。

2.3 労働時間

従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。また長時間労働の削減を図る。

2.4 結社の自由および団体交渉権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重する。

2.5 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

2.6 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。また、18歳未満の者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

2.7 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる。

2.8 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する。

2.9 適切な賃金

最低賃金、残業、および法的に義務付けられている福利厚生に関する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法律に従い、最低賃金を超える、公平で公正な報酬を従業員に支払う。

3. 安全衛生

3.1 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する。

3.2 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する。

3.3 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる。

3.4 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。特に妊娠中および授乳期間中の女性従業員への合理的な配慮を行う。

3.5 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、適切な対策を講じる。

3.6 従業員の健康管理

すべての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

3.7 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供する。また、従業員から安全に関わる意見をフィードバックする体制を構築する。

4. 環境

4.1 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し運用する。

4.2 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

4.3 環境許可証／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する。

4.4 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする。

4.5 水、原材料等の持続可能で効率的な利用と廃棄物管理

法規制を遵守し、製造時の水、原材料等の使用量の削減、繰り返し利用、再生資源および再生部品の利用促進など適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、水、原材料等の持続可能で効率的に利用し、廃棄物の発生を最低限に抑える。

4.6 生物多様性の保全

生物多様性の保全に取り組む。

生物多様性保全活動へのアプローチとしては、①事業活動と生物多様性の関係を把握し、生物多様性の保全活動を推進すること、②生物の生息・生育環境の保全の促進、③ステークホルダーとの連携および④気候変動防止、資源の有効利用などが挙げられる。

更には、ISO14001 などの環境マネジメントシステムに生物多様性の取り組みを組み込むことで、継続的な改善（PDCA サイクル）に取り組む。

4.7 環境保全への取り組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示する。

4.8 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

5. 品質・製品の安全性

5.1 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する。

5.2 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し運用する。また製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

5.3 製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、製造/輸入/使用する国・地域の法令等で指定された化学物質を管理する。

5.4 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。

6. 情報セキュリティ

6.1 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する。

7. B C P

7.1 大規模災害への対策

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業継続計画（BCP）マニュアルを作成する。

8. 情報開示

8.1 ステークホルダーへの情報の開示

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う。

9. 社会貢献

9.1 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。

第2部 管理体制の構築

1. マネジメントシステムの構築

行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する。

2. サプライヤーの管理

行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する。

3. 苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する。

4. 取り組み状況の開示

本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う。

<参考資料>

本ガイドラインは、以下の資料を参考にして作成しました。

- ・責任ある企業行動ガイドライン Ver.1.0（2023 年 3 月）
（JEITA：一般社団法人電子情報技術産業協会）
- ・レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）行動規範 バージョン 8.0（2024 年）